

お問い合わせ先：上郡町役場 企画広報課（☎ 52-1112）

## 令和5年12月1日からコミュニティバス（愛のり号）で ICカードや各種割引が利用できるようになります

コミュニティバス（愛のり号）無料運行終了後の12月1日以降、コミュニティバスで以下のサービスが利用できるようになります。

### ①交通系 IC カードの利用

- ・ IC カードは、利用者がバス営業所や鉄道駅で購入する。
- ・ 車内でのチャージは不可。

（利用できる IC カード）



### ②乗り継ぎ割引

- ・ コミュニティバス間の1回の乗り継ぎのみ無料となる券（紙媒体）を発行する。
- ・ 利用者が降車時にコミュニティバスの運転士に乗り継ぎを申告することで、運転士が手渡しで発券し、乗り継ぎ後のコミュニティバスの運転士に手渡すことで、乗り継ぎ後の運賃が無料となる。
- ・ 不正乗車の防止として、1か月ごとに異なる色の乗り継ぎ券を使用する。
- ・ 高齢者割引や障害者割引との併用可能とする。

※乗り継ぎ割引は1回のみ（連続乗り継ぎは不可）とする。

（乗り継ぎ券イメージ）



### ③高齢者割引

- ・ 運賃を通常運賃の半額（100円）とする。（65歳以上）
- ・ マイナンバーカード等を提示することで年齢確認を行い、運賃割引を適用する。
- ・ 現金もしくは回数券の支払いのみ可能とする。（交通系 IC カードでの支払いは不可）

### ④障害者割引

- ・ 運賃を通常運賃の半額（100円）とする。（介助者も同額）
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を提示することで運賃割引を適用する。
- ・ 交通系 IC カードでの支払いも可能とする。

⑤ 1日乗車券（500円でコミュニティバスが1日乗り放題。紙媒体で発行。）

⑥ 1か月定期券（5,000円で購入できる。紙媒体で発行。）

※1日乗車券、1か月定期券は、役場（企画広報課）、観光案内所でご購入いただけます。